

社会福祉法人日本民生福祉協会 富士見が丘いこいの園
(介護予防)短期入所生活介護事業所 重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

要介護(要支援)状態にある方に対し、適正な短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護(以下、「短期入所生活介護」という)を提供することにより要介護(要支援)状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者の内容

(1) 事業の概要

事業所名	富士見が丘いこいの園 短期入所生活介護事業所
指定番号	2 2 7 0 3 0 0 9 9 5
所在地	静岡県田方郡函南町大竹 2 0 - 1
管理者の氏名	石橋 菜穂子
電話番号	0 5 5 - 9 4 4 - 6 6 4 4
F A X 番号	0 5 5 - 9 4 4 - 6 7 1 4
サービスを提供する地域	函南町および三島市・伊豆の国市

(2) 事業所の従業者体制

		令和 6 年 4 月 1 日現在		
	職務の内容	常勤	非常勤	合計
管理者	業務の一元的な管理	1 名	—	1 名 (軽費老人ホームと兼務)
医師	健康管理及び療養上の指導	名	1 名	1 名 (軽費老人ホームと兼務)
生活相談員	生活相談及び指導	1 名	名	1 名 (軽費老人ホームと兼務)
看護師	心身の健康管理、口腔衛生と機能の チェック及び指導、保健衛生管理	2 名	1 名	3 名 (軽費老人ホームと兼務)
介護職員	介護業務	3 名	2 名	5 名
管理栄養士	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導等	1 名	名	1 名 (軽費老人ホームと兼務)
機能訓練指導員	身体機能の向上・健康維持のための指導	2 名	1 名	3 名 (看護職と兼務)
その他の従業者		必要数	名	名 (軽費老人ホームと兼務)

(3) 設備の概要

定員 10名

○居室

ユニット型個室10室（短期専用） 10室 （15.39㎡～16.92㎡）

○食堂・共同生活室 1室 （79.19㎡）

利用者の全員が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が使用できるテーブル・イス・箸や食器類などの備品類を備えます。

○浴室 1室 （風呂場5.67㎡ 脱衣室4.59㎡）

浴室には利用者が使用しやすい適切なものを設けます。（個浴型介護浴槽）

○便所 5室 （3.90㎡×5）

必要に応じて各階各所に洗面所や便所を設けます。

○機能訓練室（軽費と兼用） 1室 （22.94㎡）

利用者が使用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設けます。

○その他の設備

設備としてその他に、医務室・洗濯室・汚物処理室・介護材料室・調理室・相談室・面談室・介護職員室等を設けます。

3. サービスの内容

(1) 基本サービス

①（介護予防）短期入所生活介護計画の立案

利用期間が4日間以上の場合、利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、（介護予防）短期入所生活介護計画を作成する。その内容を利用者及びその家族に説明し同意を得ます。

（介護予防）短期入所生活介護計画を作成した際は、当該計画を利用者に交付します。

② 食事

- ・食事は利用者の心身の状態、嗜好を考慮し適切な時間に合わせて調理します。
- ・医師の指示による食事の提供を行います。

③ 入浴

週に2回入浴していただけます。ただし、利用者の体調等により、回数減又は清拭となる場合があります。

④（介護予防）短期入所生活介護計画に沿った介護を行います。

- ・更衣、排泄、食事、入浴等の介助
- ・体位交換、シーツ交換、事業所内の移動の付き添い等

⑤ 機能訓練

日常生活動作の維持又は向上を日頃の生活の中で実施します。

⑥ 生活相談

生活相談員をはじめ従業者が、日常生活に関すること等の相談に応じます。

⑦ 健康管理

利用中の医療機関の受診は、基本的に家族に対応して頂きます。ただし、看護師が血圧測定等の健康管理を行い、必要とあれば嘱託医に連絡して受診をします。

(2) その他のサービス

① 理美容

毎月、理美容の機会を設けていますので、利用期間中に行われる場合で、希望の方は申し出ることができます。(料金は理美容事業者へ直接支払います。)

② 所持品の管理

保管できるスペースに限りがあるので、事前の連絡をお願いします。

③ レクリエーション

年間を通して事業所内外の交流会等の行事を行います。行事によっては別途参加費がかかるものがあります。(利用期間中に行われる場合)

④ ショッピング

週1回嗜好品の販売を行っています。料金は販売事業者へ直接支払います。(利用期間中に行われる場合)

4. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該（介護予防）短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

□介護報酬告示額 (併設型ユニット型の料金)

(1) 基本料金（1日当たり）

介護区分	利用料
要支援1	5,379円（529単位）
要支援2	6,671円（656単位）
要介護1	7,159円（704単位）
要介護2	7,851円（772単位）
要介護3	8,613円（847単位）
要介護4	9,336円（918単位）
要介護5	10,037円（987単位）

(2) 加算料金等

ア 送迎加算	片道につき	1,875円（184単位）
イ サービス提供体制加算[1]	1日につき	223円（22単位）
ウ 介護職員等処遇改善加算[1]	1月につき	(所定単位×140/1000 単位)

※ 函南町は地域区分が「7級地」であるため、単位数に10.17円を乗じた金額が料金となっています。
なお、自己負担は、介護保険負担割合証の割合です。

※ 上記料金は、1日あたりの目安を表示したものです。複数日の合計で計算した場合、小数点以下の端数処理の関係で、差異が生じる場合があります。

□その他の費用

(1) 食事の提供に要する費用

ア 基本料金 1日当り 1, 445円です。

イ 入所・退所時等における食費の負担額

入所・退所の日においては、実際に摂った食事ごとの料金とします。

朝 390円 昼 545円 夜 510円

なお、終日利用する場合には、特別な場合を除いて実際に摂った食数にかかわらず1日当りの額とします。(全ての食事を摂らない場合を除きます。)

※ 介護負担限度額認定証の発行を受けている方は、記載されている食費の額とします。

(2) 滞在に要する費用(居住費)

ア 基本料金 入所・退所の時間にかかわらず1日当り 2, 066円

※ 介護負担限度額認定証の発行を受けている方は、記載されている居住費の額とします。

(3) 理美容代

実費

(4) その他

・利用者の嗜好品の購入、行事への参加費など諸々費用は実費(販売事業者へ直接お支払い願います。)

5. サービス利用に当たっての留意事項

(1) 禁煙

喫煙に関しては、ご利用中は禁煙とさせていただきます。

(2) 飲酒

飲酒に関しては、ご利用中は禁酒とさせていただきます。

(3) 衛生保持

利用者は、生活環境の保全のため、事業所内の清潔、整頓、環境衛生の保持にご協力頂きます。

(4) 禁止行為

利用者は次の行為をしてはいけません。

- ① けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- ② 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- ③ 指定した場所以外で火気を用いること。
- ④ 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- ⑤ 故意に無断で事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを事業所外に持ち出すこと。

(5) 利用者に関する市町村への通知

利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知します。

- ① 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護(要支援)状態の程度を増進させたと認められるとき。
- ② その他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

6. 衛生管理等

- (1) 従業者は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに医薬品及び医療用具の管理を適切に行います。
- (2) 事業者は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業者における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね 3 か月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
 - ② 事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
 - ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。
 - ④ 前 3 号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行います。

7. 非常災害対策

- (1) 事業所の設備は福祉施設に対する消防の基準を満たしたものとします。
- (2) 事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、月 1 回以上の利用者及び従業者等の訓練を行います。

8. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに利用者のご家族と主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

9. 事故発生の防止及び発生時の対応

- (1) 事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じます。
 - ① 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備します。
 - ② 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備します。
 - ③ 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行います。
 - ④ 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。
- (2) 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議します。
- (3) 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかとする。ただし、事業者及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

10. 業務継続計画の策定等

- (1) 事業者は、感染対策や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスを継続的に実施するため

の及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとします。

- (2) 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 事業者は、定期的に業務改善計画の見直しを行い、必要に応じて業務改善計画の変更を行うものとします。

11. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とします。

12. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業員教育を行います。

13. 虐待防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定します。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
- (3) 虐待防止のための指針を整備します。
- (4) 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

14. 身体拘束の禁止

- (1) 事業者は、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。但し、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行います。
- (2) 事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図るものとします。
 - ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
 - ③ 介護職員その他の従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

15. ハラスメントの防止

事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

16. サービス内容に関する苦情

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

当事業所の窓口担当者：生活相談員 今野由美子

ご利用時間：月～金曜日 8時30分～17時30分

電話 055-944-6644

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

函南町福祉課

静岡県田方郡函南町平井7番13

電話番号：055-979-8126 FAX番号：055-979-8143

受付時間：8時30分～17時00分（土日、祝日を除く）

三島市役所長寿介護課

静岡県三島市北田町4-47

電話番号：055-983-2607 FAX番号：055-975-3456

受付時間：8時30分～17時00分（土日、祝日を除く）

伊豆の国市長寿福祉課

静岡県伊豆の国市田京299-6

電話番号：0558-76-8011 FAX番号：0558-76-8009

受付時間：8時30分～17時00分（土日、祝日を除く）

静岡県国民健康保険団体連合会

静岡県静岡市春日2-4-34

電話番号：054-253-5590 FAX番号：054-251-3445

受付時間：8時30分～17時00分（土日、祝日を除く）

17. 協力医療機関等

施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力を仰ぎ、入所者の状態が急変した場合等には、速やかな対応をお願いします。

・協力医療機関

- ・名称 山口医院
- ・住所 田方郡函南町大竹168-7
- ・電話 055-978-2011

・協力歯科診療所

- ・名称 あしがら西湘歯科診療所
- ・住所 神奈川県足柄郡湯河原町鍛冶屋393
- ・電話 0465-63-1177

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にある連絡先に連絡します。

18. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任により利用者様に生じた損害については、事業者は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められた場合には、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じることができます。

令和 年 月 日

指定（介護予防）短期入所生活介護サービスの開始に当り、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

<事業者>

所在地 静岡県田方郡函南町大竹20-1
事業所名 富士見が丘いこいの園 短期入所生活介護事業所
指定番号 2 2 7 0 3 0 0 9 9 5

管理者名 石橋 菜穂子 印

説明者 印

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

<利用者>

住所

氏名 印

<利用者代理人（選任した場合）>

住所

氏名 印（続柄 ）